

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名 地域福祉課	整理番号 24-9
処分の種類	補助金等の返還命令	
根拠法令条例等・条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第79条	
処分の概要	保護施設の設置者に対して、既に交付した補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずる決定	
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽されているため)</p> <p>[参考]中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第79条</p>	
基準の制定根拠	—	